

6. 試験データを複数届出者間で共有する場合(同一物質の届出)の取扱いについて

次の場合には、予備審査用資料及び審議会用資料の提出等の一部を省略することができます。試験成績等のすべてを判定通知書の写し等で代替できる場合は、予備審査用資料及び審議会用資料の提出は必要ありません。届出書(正3部)・判定通知書の写し(3部)・特定新規化学物質の判定通知書の写し(特定新規化学物質と判定された物質の場合)・特例申出書(正3部:様式第11、低生産量の場合)・判定通知送付用の封筒(1部)を経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室審査班に提出してください。

※届出書及び申出書には、代表者印及び捨印は不要です。

※判定通知書の写しの右上及び封筒には処理番号を記載の上、「同一」と記載をお願いします。

(例)1804131 と同一

※記載内容の軽微な修正を当局が行うことを認める場合は、併せて軽微修正承諾書(様式4参照)3部もご提出ください。

①化審法第3条第1項又は第7条第1項の規定により届け出られ、第4条第1項又は第2項に基づく判定結果が届出者(以下「既届出者」という。)に通知されている新規化学物質(以下「既届出物質」という。)に関して、既届出者以外の者が試験成績等に代えて、既届出物質の判定通知書の写しを添付して届出・申出を行う場合

②化審法第5条第1項又は第7項の規定により申し出られ、同条第2項又は第8項に基づく判定結果が申出者(以下「既申出者」という。)に通知されている新規化学物質(以下「既申出物質」という。)に関して、既申出者以外の者が試験成績等に代えて、既申出物質の判定通知書の写しを添付して届出・申出を行う場合

③複数事業者が同一の新規化学物質について同時に届出・申出を行う等、判定結果が通知されていない段階で届出・申出を行う場合

③-1新規化学物質カードに連名で記載する場合

複数事業者が1枚の新規化学物質カードに連名で記載することができます。その場合は新規化学物質カードにおける、「届出会社名」、「連絡担当者」、「製造・輸入・輸出(7条)予定数量」、「届出会社における安全管理責任者」の欄をそれぞれ届出事業者の内容で正しく記載してください。(書式例は別紙4参照)

③-2個別に新規化学物質カードを記載する場合

通常通り新規化学物質カードを個別事業者ごとに提出することも可能です。

御不明な点等につきましては、以下にお問合せください。

同一物質の届出に関するお問合せ先

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

TEL: 03-3501-0605

お問合せフォーム:

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 1）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

様式第 1（第 2 条関係）

新規化学物質製造・輸入届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

代表者の肩書きを間違えないよう注意してください。

事務局が指定した届出日を記載してください。

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

条文、項目名は書き換えず、このまま記載してください。

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
 - ・名称は IUPAC 命名法に準拠して記載してください。
 - ・名称の記載方法については、別紙 2-2 を必ず参照してください。
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
 - ・構造式の下に分子量・分子式を記載してください。
 - ・詳細な記載方法については、別紙 2-1「1. 届出書・申出書について」を参照してください。
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
 - ・新規化学物質カードと比べ、相違・書き忘れがないよう、よくチェックして記載してください。
 - ・詳細な記載方法については、別紙 2-1「1. 届出書・申出書について」を参照してください。
4. 新規化学物質の用途
 - ・できる限り具体的に記載してください。
 - ・化学物質用途分類表（別紙 5）の用途番号及び用途番号毎の用途全体に対する製造輸入数量の割合（例 101:60%）を併記して下さい。用途が複数ある場合は対応する番号をそれぞれ記載してください。なお、詳細用途分類（a,b,c 等）は不要です。また、用途割合の合計が 100% になるように記載してください。
5. 新規化学物質の製造又は輸入の開始後 3 年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量

（例）・（製造の場合）製造：初年〇 t、2 年目〇 t、3 年目〇 t、と記載してください。

・（輸入の場合）輸入：初年〇 t、2 年目〇 t、3 年目〇 t、と記載してください。
6. 新規化学物質を製造しようとする場合に於てはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合に於てはその新規化学物質が製造される国名又は地域名
 - ・製造の場合は新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - ・輸入の場合は新規化学物質が製造される国名又は地域名を記載してください。

※末尾に当該届出に係る担当部署、担当連絡者氏名（なるべく 2 名）及び連絡先（住所・電話番号・Eメールアドレス）を記載してください。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 1 の 2）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

様式第 1 の 2（第 3 条関係）

外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

代表者の肩書きを間違えな
いよう注意してください。

事務局が指定した届出日
を記載してください。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

条文、項目名は書き換えず、
このまま記載してください。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
 - ・名称は IUPAC 命名法に準拠して記載してください。
 - ・名称の記載方法については、別紙 2－2 を必ず参照してください。
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
 - ・構造式の下に分子量・分子式を記載してください。
 - ・詳細な記載方法については、別紙 2－1 「1. 届出書・申出書について」を参照してください。
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
 - ・新規化学物質カードと比べ、相違・書き忘れがないよう、よくチェックして記載してください。
 - ・詳細な記載方法については、別紙 2－1 「1. 届出書・申出書について」を参照してください。
4. 新規化学物質の用途
 - ・できる限り具体的に記載してください。
 - ・化学物質用途分類表（別紙 5）の用途番号及び用途番号毎の用途全体に対する製造輸入数量の割合（例 101:60%）を併記して下さい。用途が複数ある場合は対応する番号をそれぞれ記載してください。なお、詳細用途分類（a,b,c 等）は不要です。また、用途割合の合計が 100%になるように記載してください。
5. 新規化学物質の本邦への輸出開始後 3 年間ににおける毎年の輸出予定数量
（例）・（製造の場合）製造：初年○t、2 年目○t、3 年目○t、と記載してください。
・（輸出の場合）輸出：初年○t、2 年目○t、3 年目○t、と記載してください。
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名
 - ・製造の場合は新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - ・輸出の場合は新規化学物質が製造される国名又は地域名を記載してください。

※末尾に当該届出に係る担当部署、担当連絡者氏名（なるべく 2 名）及び連絡先（住所・電話番号・Eメールアドレス）を記載してください。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 11）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

様式第 11（第 8 条第 1 号関係）

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

代表者の肩書きを間違えな
いよう注意してください。

事務局が指定した届出日
を記載してください。

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

条文は書き換えず、このまま
記載してください。

住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 8 条第 1 号の規定により、次のとおり申
し出ます。

新規化学物質の名称

名称は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により届け出た
新規化学物質の名称と同じ名称にしてください。
名称の記載方法については、別紙 2－2 を必ず参照してください。

※末尾に当該届出に係る担当部署、担当連絡者氏名（なるべく 2 名）及び連絡先（住所・電話番号・E メールアドレス）を記載
してください。